

令和7年度 第2回 仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和7年11月13日(木) 午後3時00分～午後5時00分

2 場所 仙台市役所本庁舎 8階 第四委員会室

3 出席者

[地域福祉専門分科会委員] 12名(委員定数18名)

阿部重樹委員 伊丹さち子委員 大内修道委員 小川登委員 佐々木洋委員
庄子清典委員 高野章子委員 立岡学委員 傳野貞雄委員 中田年哉委員
谷津尚美委員 渡邊礼子委員 (五十音順)

※欠席委員：青木ユカリ委員、阿部裕二委員、釣舟晴一委員、三浦啓伸委員、
村山くみ委員、渡邊純一委員

[事務局]

○健康福祉局 大槻地域福祉部長 庄子参事兼地域包括ケア推進課長
千代谷総務課長 高橋社会課長
石川保護自立支援課長 坂井障害企画課長
穴戸障害者支援課長 小笠原高齢企画課長

○こども若者局 木明総務課長

[オブザーバー]

○仙台市社会福祉協議会より4名

4 次第 (1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事 せんだい支えあいのまち推進プランの進捗管理・評価について

(4) その他

(5) 閉会

5 内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 出席状況の報告

- ・ 6名の委員が都合により欠席される旨を報告
- ・ 過半数の委員の出席により、定足数を満たしていることを報告

(4) 議事

- ・ 議事録署名人は、会長と、他1名については谷津尚美委員に依頼→谷津委員承諾

議事 せんだい支えあいのまち推進プランの進捗管理・評価について

○社会課長

〈資料1、資料1-2、資料1-3に基づいて説明〉

〈質疑応答〉

○立岡委員

市ホームページにて評価を掲載すると思うが、どの資料が公開されるのか教えていただき

たい。関心のある市民や議員にも、是非見ていただきたいと思っている。事業の実施状況や課題に対する評価を公表することは非常に大切だと考えている。

○社会課長

市ホームページには、資料 1、資料 1（参考）及び「せんだい支えあいのまち推進プラン」事業一覧（評価入り）を掲載する。

○立岡委員

令和 6 年度評価に関する資料は掲載されてるのか。

○社会課長

令和 6 年度評価に関する資料は掲載されていない。現在は、令和 5 年度評価までの資料が掲載されている。

○立岡委員

市ホームページのどこで確認できるのか。

○社会課地域福祉係長

Google 等で「仙台市 せんだい支えのまち推進プラン」で検索すると閲覧することができる。

○阿部会長

ありがとうございます。改めて理解した委員も多いと思う。他はいかがか。

○伊丹委員

10 ページ「課題への取り組み」の「5 バリアフリー法に基づく交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進」に記載されている、移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）について教えていただきたい。仙台市では高齢者の社会参加を促しているが、地域包括支援センターで業務を行っている、移動に課題があり、家に閉じこもってしまう高齢の方がいる。地域包括支援センターとしても、そこは課題として捉えている。

また、18 ページから 19 ページにかけての「重点的取り組みの状況と今後の方向性」に記載されている「災害時要援護者避難支援の推進」について、包括圏域会議を実施すると、必ず、避難の方法や個人情報取り扱いに関する話題になる。「町内会や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で説明を行った」とあるが、制度の変更等に関して、町内会長をはじめ、理解できていない方が多いと聞いている。改めて本制度について教えていただきたい。

また、22 ページから 23 ページにかけての「重点的取り組みの状況と今後の方向性」について。「フォーマルまたはインフォーマルな資源とのコーディネートを行った件数が前年度よりも増加した」とあるが、実際にはどの程度増加したのか、教えていただきたい。

○阿部会長

事務局への質問は 3 件あったかと思う。2 点目は、個人情報の取り扱いに関する問題や、新たな方式について町内会長の理解が進んでいないということについての質問であった。1、3 点目は、具体的に説明をお願いしたい。

○社会課長

まず、10 ページの「移動等円滑化推進方針（バリアフリーマスタープラン）」は、点字ブロックの設置や歩行路幅の確保、施設整備等、主にハード面のバリアフリー化を推進するものである。

また、18 ページの災害時要援護者避難支援について、災害時要援護者情報登録制度の見直しが進められる中で、町内会長への理解が十分に得られていないのではないかとのことであるが、現行の制度は、名簿への登録を希望する方が、本人の同意のもと地域に情報が提供され、それを基に地域支援体制づくりを進める仕組みである。来年度からは危機管理局が所管する避難行動要支援者名簿に移行し、この名簿では要介護度や障害等級などの一定の要件を満たした場合、自動的に名簿に掲載されるようになる。こちらも本人の同意のもと地域に情報提供される。また、支援者がなかなか見つからないという課題については、現在、危機管理局が主体となり、危険地域に居住する緊急性の高い方に対して直接本人と面談し、誰に支援者になってほしいか等を確認しながら、個別避難計画の作成を進めていると聞いている。

○社会課地域福祉係長

CSW の活動件数については、令和 5 年度実績が 5,283 件、令和 6 年度実績が 6,315 件となっており、約 1,000 件増加している。

○伊丹委員

ありがとうございます。先ほどの説明で、「移動等円滑化推進方針（バリアフリーマスタープラン）」は建物のハード面の整備という話があったが、それも確かに重要であるものの、高齢者の社会参加を促すという観点からは、移動の問題を解決する必要があると感じている。例えば、移動手段がなければ自動車免許を返納したくてもできず、その結果事故を起こし、高齢者ドライバーの問題がメディアで取り上げられてしまう。仙台市は、市中心部から離れると車がなければ買い物にも行けない地域があるという現状を踏まえ、高齢者の社会参加が増えるよう検討していただきたい。

○阿部会長

他はいかがか。

○庄子委員

7 ページの「11 住宅確保要配慮者居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援」について、現在、居住支援法人は十分必要数を充足されているのか。また、指定された居住支援法人の中に社会福祉法人はあるのかお聞きしたい。

○社会課長

保護自立支援課長より回答する。

○保護自立支援課長

現在、居住支援法人は仙台市内に 12 法人あり、不足しているという認識はない。社会福祉法人は、1 法人ある。

○庄子委員

不足がないということは、居住支援が必要な方に関しては、十分に支援を受けることができていると捉えて良いか。

○保護自立支援課長

相談件数は増加しているが、特に苦情等もないことから不足はないものと受け止めている。

○庄子委員

私の認識では、例えば一人暮らし高齢者の方の住まい探しは大変困難で、件数も増加していると聞いている。また、障害者や生活困窮者、刑務所を出所した方も、住まいを探すこと

は困難だと聞くため、支援が十分足りているとは思っていなかった。もし支援が十分にできていないのであれば、住居支援法人等の受け入れ側への働きかけが必要ではないかと思う。

○保護自立支援課長

法人としての数は満たしてると思われるが、なかなかマッチングが難しいケースもある。その方の状況やご希望に沿うような形でマッチングすることは難しい部分もある。

○伊丹委員

地域包括支援センターでも、身寄りのない方の相談が入ることがあり、その際は居住支援法人に相談している。相談したケースについては、ほぼ 100%住まいが見つまっている状況である。

○阿部会長

補足の説明をいただいた。立岡委員はいかがか。

○立岡委員

なかなか難しいと感じている。様々な相談を受ける中で、複数回にわたり家賃滞納してきた方が、実際に安定した住まいを確保することは、現状困難である。今年の 10 月に住宅セーフティネット法が改正され、家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定する制度が創設されたことにより、認定家賃債務保証業者は原則、要配慮者の家賃債務保証を拒否できないこととなったが、受け入れ側のリスクは高いと感じている。支援付きの住宅への入居が望ましいが、低廉な物件を借り上げて貸し付ける業者も存在し、また、それらの物件は支援付きではないことが多く、入居後にトラブルが発生し相談窓口に来る事例もある。しかし、最終的には本人の意思が重要であるため、支援付きの住宅を本人が希望するまで待たざるを得ないのが現状である。

○阿部会長

現状についての補足の説明をいただいた。他にはいかがか。

○谷津委員

2 点質問がある。まず、4 ページの「14 外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業」について、障害のあるこどもの子育てをしている方は、日本人であっても大きな不安を抱えているのではないかと考えるが、外国籍の方のこどもに障害があった場合、仙台市ではどのような支援を受けることができるのか教えていただきたい。

また、再犯防止推進については、保護司の立場から見て丁寧に進めていただいていると感じている。一方、罪を犯した後の支援に関しては理解できたが、犯罪を防止するための支援も充実させるべきであると思っている。保護司として活動する中で、特に、障害者手帳未取得の方や、取得していたとしても学校に適応できず中退してしまう方、社会に適応できなかった方が罪を犯してしまい支援に繋がるケースがある。特に高校を退学した若者に対するセーフティネットや、罪を犯させない、または犯罪に巻き込まれないような社会をどのように作っていくかが大切になると思うが、今回の資料からはその点を読み取ることができなかった。実施している事業が最終的に犯罪防止に繋がるのだろうと思うが、市として取り組んでいるものがあれば確認したい。

○阿部会長

1 点目は外国籍の方でこどもに障害がある場合、市として支援はあるのかという質問であった。まずは、そちらからお願いしたい。

○障害企画課長

各区役所の障害者総合相談窓口では、コミュニケーションボードやタブレット端末を配置しており、その中に UD トークという聴覚障害のある方とコミュニケーションをとるためのアプリがある。これには、音声を認識して翻訳する機能があり、それを通じてコミュニケーションが取れるようになっている。具体的な事例については、後日回答させていただきたい。

○阿部会長

1点宿題ということをお願いしたい。

○社会課長

補足すると、「外国につながる子ども支援のためのコーディネーター派遣件数（79件）」と記載されているが、このコーディネーターは、日本語学習室の担当だった教員や特別支援学級を担当していた教員、市内の小中学校のスクールカウンセラーなどが登録され、派遣されている。

○阿部会長

2点目についてはいかがか。

○社会課長

再犯防止という点では、現在、再犯防止推進ネットワークの取り組みから発展し、保護観察所と区役所の担当者も含めた事例共有会を実施している。そこでは、出所予定者やその方の出所後の支援について検討している。特に宮城刑務所からは、事前に区役所へ相談があり、それを踏まえて区役所で事前に準備を行うことで、出所後に円滑に支援を実施できる状況になっていると聞いている。また、そもそも犯罪のない社会をつくるということだが、特に高校中退に係る支援という点については、保護自立支援課長から説明したい。

○保護自立支援課長

「子どもの学習生活支援事業」という事業の中に、主に中学校卒業後から18歳までを対象とした「中退防止事業」がある。そこでは、生活困窮世帯を中心に学習支援を行っており、犯罪の防止・予防にもつながっていると考えます。

○阿部会長

事業としては実施しているということでご理解いただきたい。他にはいかがか。

○立岡委員

先ほど、評価資料について市ホームページに掲載されているということだったため、確認したが、令和5年度評価の資料1が確認できなかった。

○社会課長

この地域福祉専門分科会で取り扱った資料は、公表の対象となっている。「せんだい支えあいのまち推進プラン」のページにどのように掲載されているかは確認したいが、基本的には全ての資料が公表されている。

○立岡委員

資料一式で掲載しているとのこと、理解した。

○渡邊委員

今年度、社協で市民向けの成年後見基礎講座を2回開催し、多くの方が受講していた。受

講者から話を伺うと、市民後見人制度を利用することに対して難しさを感じているようだった。市民後見人制度があっても、なかなか受任に至らない現状があり、昨年度も受任は1件のみとなっている。なぜ、需要があるにもかかわらず、市民後見人の受任に繋がらないのか。今年度も第4期市民後見人養成講座が開講され、15名の申し込みがあったが、第3期講座受講者の中にも、未だ受任できていない方がいるのが現状である。

また、民生委員の年齢条件について、現在の75歳から80歳に引き上げるという話を聞いた。何のための年齢条件なのかとを感じる。80代となると、一人暮らしの方や支援が必要となる方も増加すると思われるため、健康面が良好だからといって継続いただくことについては疑問である。

また、先ほど伊丹委員からも意見があった災害時要援護者について、地区社会福祉協議会の会長になっているが、説明会等の話は聞いたことがない。現在は高齢者の名簿しかいたっていないが、今後は障害のある方の名簿も追加されるという認識でよろしいか。これから、制度変更について説明があるのか、教えてほしい。

○阿部会長

1点目については、佐々木委員に回答いただきたいが、いかがか。

○佐々木委員

成年後見人の選任については、基本的に家庭裁判所が被後見人の状況や抱えている課題等を踏まえて適任者を選任している。後見人に適すると思われる市民後見人がいても、最終的な決定権は家庭裁判所にあり、必ずしも希望通りになるわけではない。事業を担当する立場としては、市民後見人を可能な限り選任していただきたいという思いはあるが、現状では割合として非常に少ない。

一方で、例えば最初に弁護士が後見人に選任され、法律的な課題が解決した後に、後任として市民後見人が選任される「リレー案件」の事例も確認されている。また、国においても成年後見制度の見直しに向けて法制審議会が開催されており、このリレー案件を円滑に進めるための検討がされている。今後、市民後見人の選任が促進され、活動する機会が増えることを期待している。

○渡邊委員

そのために中核機関ができ、関係機関と連携して取り組んでいくこととなったと思うが、そこからの進歩が見えないと感じている。

○阿部会長

続けて、2点目の民生委員の定年延長について、趣旨等をお答えいただきたい。

○社会課長

民生委員の年齢の上限についてだが、区域担当かつ再任の方は、以前から75歳以上でも1回限り延長できたが、今回、ルール上「原則として」という文言を加え、更なる延長も可能とした。後任者が見つからない中で、現役の方が元気なので継続してもらいたいという要望が地域からも挙がっており、設けたものであった。

○渡邊委員

何のための年齢条件なのか、そこが納得できない。後任がいらないとはいえ、年齢条件を延長することは理解ができない。何とか後任を探してくださいとお願いしなければならないのではないか。

○阿部会長

おそらく、ここで結論を出すことは難しく、今回のご意見は現場の声として伺うということに留まると思う。そのような回答でよろしいか。

○社会課長

現在、民生委員を退任された方には、民生委員協力員として新任の民生委員の支援を行っていただいている方もいる。本市としては、年齢条件を超えても積極的に継続してほしいということではなく、一部の地域でそのような要望もあったことから、延長を可能としたところであった。

○渡邊委員

その説明を行政として丁寧に行う必要があると考える。地区選考委員会では、本人が続けたいと希望すれば、年齢条件を超えていても認めてしまうだろう。

○阿部会長

3点目の災害時要援護者について説明がないという件に関してはいかがか。

○社会課長

新しい名簿に関しては、危機管理局で民生委員や町内会に対して説明を行っている。地区社会福祉協議会への説明については、危機管理局に確認したい。現在の名簿は今年度で終了し、来年度からは新しい名簿に変わる予定である。現在、高齢者の記載しかないというのは、障害がある方で名簿への記載を希望する方がいなかったためと考えられる。

○渡邊委員

変更内容によっては支援の方法が変わるため、しっかり説明いただきたい。特に、地区社会福祉協議会では障害のある方の支援も多いため、お願いしたい。

○阿部会長

まだ意見や質問があるかもしれないが、進行の都合上、次に進めさせていただきたい。資料1(参考)の本分科会としての全体評価のたたき台(案)について、事務局より説明をお願いしたい。

○社会課長

〈資料1(参考)に基づいて説明〉

○阿部会長

ありがとうございます。ただ今説明があった、資料1(参考)の本分科会としての全体評価のたたき台(案)について、委員の皆様よりご意見いただきたいがいかがか。

○谷津委員

先ほどの質問と重なるが、再犯防止推進の部分に予防的な視点を入れると良いと思う。

○阿部会長

例えば、具体的な提案等はあるか。

○谷津委員

例えば、「せんだい支えあいのまち推進プラン」の本冊子46ページの最初に、「犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。」という一文が

あるが、これを参考にするのはどうか。先日参加した保護司の勉強会で、こども若者相談室の方からお話を伺った際に、ペDESTリアンデッキにいる青少年への夜間の声がけを、とても丁寧に行っていることを伺い、この様な取り組みが犯罪防止に繋がっているのだろうと感じた。そのようなことも含め、罪を犯した方への支援だけではなく、予防的な取り組みにも力を入れていることを記載いただきたいと思う。

○阿部会長

谷津委員のご意見を踏まえて、私からも提案させていただきたい。例えば、資料 1 (参考)の「再犯防止推進」の 2 段落目、「引き続き～」の後に、「せんだい支えあいのまち推進プラン」本冊子の 46 ページ「誰一人取り残さない社会の実現を目指し」という一文を追記してはどうか。検討いただきたい。

また、前半の立岡委員の意見交換を踏まえて、「生活困窮者自立支援」の 2 段落目、「多様なニーズの把握に努めるとともに、支援を必要とする方々が～」とあるが、その後に「ニーズとのマッチング等」と追記してはどうか。先ほど、ニーズとのマッチングが難しいとの話があったが、立岡委員はいかがか。

○立岡委員

本人のニーズに合致した支援ができれば良いが、やはり住まいの部分は大家の意向に沿うか沿わないかということになるため、入居を希望する方のニーズと上手くマッチするかと言われると難しいところだ。身寄りのない高齢者の問題等がある中で、本人が希望するニーズに対して適切に対応していく、といった文言は追記しても良いのではないかと思う。

○阿部会長

高齢者の場合でも、住居を確保するだけではなく、ニーズに合わせた支援が住居とともに提供される必要があるという話もあったため、ご検討いただきたい。他にはいかがか。

○伊丹委員

資料 1 (参考)の「基本的方向 1 多様性を認めあい～」で、「各種セミナーや研修会では～」とあるが、なぜこの文章が冒頭に入ってくるのかが分からないため教えていただきたい。これが、基本的方向 1 全体の評価なのか。資料 1 とリンクする必要があると思うが、急にセミナーや研修会が出てきたように感じた。

○阿部会長

こちらに関しては、私から回答してもよろしいか。事務局で何かあるか。

○社会課長

こちらに関しては、多様な参加の機会の確保という点で記載した。

○阿部会長

どこまでをどの様に見せていくかということだと思う。初めに課長より説明があった資料 1 の 2 ページ目に「せんだい支えあいのまち推進プラン施策の展開」という表がある。例えば、「基本的方向 1」は「多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進」とある。その下に、「施策の方向」が 4 つあり、さらにその下に、細かい事業が出てくる。この計画の立てつけとしては、これらの事業を取り組んで進捗することによって、基本的方向の環境づくりが推進されることになるが、完結はしない。その様な建付けになっているため、令和 6 年度はこの各事業に取り組み、それを総括すると、資料 1 (参考)の書き方になるということかと思う。

○社会課地域福祉係長

先ほど社会課長から説明した資料1は、資料1の内容を事務局でピックアップして説明させていただいていたところだ。この資料1(参考)については、阿部会長からの説明にもあったように、各施策の方向性に沿った事業の評価の傾向をまとめたものであるため、資料1で取り上げた内容とは異なる部分もある。

○阿部会長

資料1とのつながりをつくるのであれば、資料1(参考)の基本的方向1の冒頭に、施策の方向が4つあり、計21事業が進められていること、それによって基本的方向が推進されているという説明があっても良いと考える。

○社会課長

承知した。ご指摘いただいた通り、繋がりが分かるよう、修正したい。

○阿部会長

私も一緒に作業したいと思う。他にはいかがか。

<意見なし>

○阿部会長

本分科会終了後に意見や提案がある場合は、事務局までお願いしたい。また、資料1(参考)の記載内容については私に一任いただき、本日と閉会后にいただいたご意見を踏まえ、分科会の評価結果としてホームページに公表したいと考えているが、よろしいか。

<委員承諾>

○阿部会長

それでは、その様にさせていただきたい。ご理解いただき感謝する。

(4) その他

○社会課長

現行の「せんだい支えあいのまち推進プラン」が令和8年度で終了するのに伴い、次期プランの策定に向けて9月から10月に市民アンケートを実施した。現在、回答を集計中だが、速報として回収率等を報告したい。

調査は、無作為に抽出した16歳以上の市民5,000人を対象に実施した。アンケートは郵送し、回答方法は紙とWebの2種類で行った。転出等で返送された22件を除くと、有効配布数は4,978件であった。回答方法別の割合は、紙が1,326件、Webが927件、合計2,253件で、有効回収率は45.3%であった。令和元年に実施した前回の有効回収率は40.0%であり、前回と比較して5.3ポイント増加している。今回から取り入れたWeb回答の効果もあったと思っている。また、今後は令和8年2月に、次期プラン策定のための第1回地域福祉専門分科会を開催する予定であり、アンケート結果の詳細については、その際に報告させていただきたい。

(5) 閉会